

訪問看護ステーションいしざき運営規程

(事業の目的)

第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきりか寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた医療保険受給対象者及び介護保険の要介護認定者に対し、看護師等が訪問して、看護サービスを提供する。この事業は、医療保険法及び介護保険法の基本理念に基づき、利用者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 訪問看護事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス居宅介護支援事業者との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとする。

2 事業者は、運営会議を設置し、事業の運営上必要な事項について適時協議する。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：訪問看護ステーションいしざき
- (2) 所在地：茨城県東茨城郡茨城町上石崎 4698 番地

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 訪問看護ステーションいしざきに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1 名（訪問看護兼務）
管理者は、所属職員を指導監視、適切な事業の運営が行われるように統括する。
- (2) 訪問看護師：看護師 3 名（常勤職員 3 名）
訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 訪問看護ステーションいしざきの営業日及び営業時間は、事業者石崎病院職員就業規程に準じて、定めるものとする。

- (1) 営 業 日：通常月曜日から金曜日までと、第一土曜日のみとする
但し、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：午前9時00分から午後5時00分までとする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用者から訪問看護の利用を申し込まれたかかりつけの医師は、訪問看護指示書を訪問看護ステーションに交付し、それにより看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族から訪問看護ステーションに直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、訪問看護ステーションいしざきから、各医師会あるいは、市町村介護保険及び高齢者サービス調整チームに調整等を求め、対応する。

(訪問看護の内容)

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の世話
- (3) 褥瘡の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) ターミナルケア・認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の交換・管理
- (8) その他医師の指示による医療処置

(通常の事業の実施地域)

第8条 茨城町、水戸市、ひたちなか市、大洗町の全域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医の連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第10条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 訪問看護を開始するにあたり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3 その他、利用者の申し出により、次の訪問看護を提供した場合は、その他の利用料として、次の額を徴収する。

医療保険の場合

(1) 営業時間内で2時間を超える訪問看護料：30分あたり2,000円

(2) 営業時間外で2時間を超える訪問看護料

ア. 午前7時から午前9時までと

午後5時から午後10時までは：30分あたり2,500円

イ. 午後10時以降午前7時までは：30分あたり3,000円

(3) 営業日以外の訪問看護：1回5,000円

- 4 訪問看護に要した交通費は、実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合は、次の額を徴収する。

医療保険の場合

(1) 訪問看護ステーションからの片道5キロメートル未満

無料

(2) 訪問看護ステーションからの片道5キロメートル以上

医療500円

介護保険の場合

(1) 事業実施地域以内 水戸市.茨城町.ひたちなか市.大洗町

無料

(2) 事業実施地域以外

500円

- 5 利用料（基本利用料を除く）、交通費について、支払い困難と管理者が認めた利用者の場合は、減額または免除することができる。

(虐待防止措置に関する事項)

第11条 事業者は利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 責任者の選定（責任者：理事長）

(2) 虐待を防止するための看護師等に対する研修の実施（年1回）

(3) 虐待等に対する相談窓口の設置

(4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所看護師等又養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第12条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た秘密を保持する。事業者は利用者に対するサービスの提供に関する記録等を整備し、サービスを終了した日から5年間保存する。
- 3 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は公益財団法人報恩会石崎病院が定めるものとする。

附 則 この規程は、平成 13 年 1 月 4 日から施行する。

追 記	平成 25 年 4 月 1 日	第 5 条 第 1 土曜日のみ営業を追加 第 8 条・第 10 条 4 旧内原町を除くを削除 第 11 条 3 公益財団法人へ名称変更
	令和 2 年 7 月 1 日	第 10 条 内容見直し 第 11 条 2 記録等 5 年間保存を追加
	令和 5 年 11 月 1 日	第 11 条 虐待防止措置に関する事項の追加